

防府市牟礼公有地活用庁内検討委員会設置要綱

平成26年6月3日制定

(目的)

第1条 この要綱は、次条で規定する市有地（以下「牟礼公有地」という。）の有効活用を図るため、防府市牟礼公有地活用庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象不動産)

第2条 委員会が掌理する市有地は、別表に掲げる土地とする。

(組織)

第3条 委員会の委員長は土木都市建設部次長を、副委員長は総合政策部次長をもって充てる。

2 委員会の委員は、次に掲げる部から推薦のあった職員とし、各部おおむね2名とする。

- (1) 総務部
- (2) 総合政策部
- (3) 産業振興部
- (4) 土木都市建設部
- (5) 教育委員会教育部

3 委員会の事務局は、土木都市建設部都市計画課に置く。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(所掌事項)

第5条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 牟礼公有地の有効活用に関する事項
- (2) その他、委員長が必要と認める事項

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の目的を達成するため必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月16日から施行する。

別表（第2条関係）

土地の表示			
所在	地番	地目	地積 (㎡)
防府市岩島一丁目	3920番1	雑種地	8,947
防府市岩島一丁目	3930番	雑種地	11,011
防府市岩島一丁目	3942番1	雑種地	4,973

※ 上記3筆に隣接する法定外公共物を含めるものとする。